**京都大学起業支援プログラム** IPG-Advance **同意書**

本確認書では、起業支援プログラム IPG-Advance（プロジェクト名称：〇〇〇〇〇〇（以下、「本プログラム」という。））への申請にあたり、重要な事項について確認、同意をしていただきます。必ず内容を確認し、不明点がある場合は産官学連携本部出資事業支援部門に確認した上で□にチェックをご記入ください。

＜趣旨・目的＞

本プログラムは京都大学における研究成果の起業による事業化を推進するためのプログラムです。

採択された場合は、ベンチャーキャピタル等からの資金調達を目標に、プロジェクトを実施していただきます。

＜支援対象＞

研究代表者（京都大学所属の研究者）と事業化プロデューサーによる共同で申請を行ってください。

事業化プロデューサーとして申請できる者は区分A京都大学における研究成果の事業化をめざす法人（設立後5年以内）の代表者、又は区分B法人の設立を目指す個人であり、以下に該当する者を除きます。

* + 1. 反社会的勢力及び反社会的勢力と密接な関係にある法人若しくは個人
    2. 過去において法令等に違反する等の不正行為を行い、不正を行った年の翌年以降5年間を経過しない法人若しくは個人

京都大学の研究成果を活用した事業を主要な事業とする法人を設立済、又は新法人を3年以内に設立予定であり、ベンチャーキャピタル等からの資金調達を目指していることが申請要件です。

本助成金は設立済法人の活動経費として使用することはできません。

本プログラムで実施する研究開発や事業化活動（以下、「申請テーマ」という。）を対象として、申請時点でベンチャーキャピタル等から投資及び投資の決定を受けている場合は支援対象外となります。

本プログラムの採択を受けた場合であっても、本プログラムの開始までに、申請テーマを対象として、ベンチャーキャピタル等から投資を受けた場合は、採択を取り消します。

事業化プロデューサーが区分Bの場合、採択後には京都大学の職員として採択されたプロジェクトに従事していただくか（給与等の諸条件は、本学就業規則に基づきます。）、本学での雇用を希望されない場合は個人として参画いただきます。個人として参画いただく場合は、自らが所属する組織の本務として行うことはできません。

＜知的財産権の取扱い及び秘密保持＞

　本プロジェクトが京都大学の資金を用いて行われていること、および本プロジェクトにおける申請書記載の役割分担の内容に鑑み、事業化プロデューサー（事業化プロデューサーが区分Aの場合は本プロジェクトに参画する社員。以下同じ。）は京都大学の関連規程（京都大学発明規程及び京都大学研究成果有体物取扱規程などをいう。以下「京大発明規程等」という。）における「研究者等」に位置づけられること、本申請及び本プロジェクトの実施の過程において発明等に係る特許権等その他の知的財産権が得られたときは、当該知的財産権に係る事業化プロデューサーの持分は京大発明規程等に従って取り扱われます。

　事業化プロデューサーは、本申請又は本プロジェクトの実施に関し京都大学（研究代表者を含む。以下、「開示者」という。）から開示を受けた情報（ただし、次の（１）～（４）に記載の情報を除く。以下、「秘密情報」という。）を本プロジェクトの終了日（不採択の場合は不採択の通知日）から３年間、開示者の事前の書面による同意なく、本プロジェクトへの申請又は実施以外の目的での使用や、第三者への開示を行うことができません。

1. 開示時点で既に公知になっていた情報
2. 事業化プロデューサーの責めによらずに公知になった情報
3. 事業化プロデューサーが既に適法に保有していた情報
4. 秘密情報から除外することにつき開示者の書面による事前同意を得た情報

　本プロジェクトの終了日（不採択の場合は不採択の通知日）以降、開示者から要求されたときは、秘密情報を含む文書、電子媒体その他の有体物（複製物を含む。）を、開示者の指示に従い、開示者に返還、又は廃棄していただきます。

＜実施にあたっての留意事項＞

申請課題について、産官学連携本部のほか本学子会社及び本学の認定・連携ファンドに申請書の記載内容を情報共有する場合があります。また、二次審査（面接審査）及び進捗状況報告会には、オブザーバーとして京都大学イノベーションキャピタル（株）が陪席する場合があります。

採択課題については、京都大学出資事業ホームページ等において申請者名およびプロジェクト名称を公表します。

産官学連携本部より求められた場合は、随時又は定期的に、書面又は面談によりプロジェクトの進捗状況等について報告を行っていただきます。進捗状況に実施計画との著しいかい離が発生した場合には、産官学連携本部より修正計画の提出を求める場合があります。

助成金の不正な使用又は不正な受給があった場合、採択の取り消し、助成金の返還、本学における産学連携活動への参加制限等、厳正に対処します。

研究活動における不正行為（ねつ造、改ざん、盗用）への措置については、「京都大学における公正な研究活動の推進等に関する規程」等に基づき、厳正に対処します。

申請者は、本学が定める研究公正、利益相反行為及びインサイダー取引防止に関するルールを遵守するとともに、これらに関する本学への報告及び調査へ全面的に協力してください。

研究成果アクセラレーションプログラム小委員会に於いて、以下に該当すると判断される場合には、採択を取り消すことがあります。

* + 1. 本制度の趣旨及び申請内容から逸脱する助成金の使用がある場合
    2. 産官学連携本部の求める報告や計画修正を、正当な理由なく拒否した場合
    3. 社会情勢の変化等の事由により事業化の可能性が著しく低下した場合

※①および②の場合には、執行済みの助成金の一部又は全部につき返還していただく場合があります。

上記の重要事項を確認、同意しました。

令和　　年　　月　　日

【研究代表者】　　　　　　　　　　　　　　　　【事業化プロデューサー】

署名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　署名

住所　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住所